

産業保健情報誌

# よたこい



第4号  
平成14年  
9月



労働福祉事業団  
高知産業保健推進センター

# Occupational Health of Kouchi

## 産業保健情報誌よさこい 第4号

### 目次

|                                                      |    |
|------------------------------------------------------|----|
| ◆着任のご挨拶<br>高知労働局長 末竹 正男                              | 1  |
| ◆相談員からの健康アドバイス<br>じん肺とは<br>高知産業保健推進センター産業医学相談員 森岡 茂治 | 2  |
| ◆高知労働局からのお知らせ<br>高知県産業安全衛生大会のご案内                     | 4  |
| ◆高知産業保健推進センターからのお知らせ<br>産業保健実態調査報告                   | 6  |
| ◆産業保健セミナー下期研修会のご案内                                   | 10 |
| ◆産業医学振興財団からのご案内<br>産業医学専門講習会の開催のご案内                  | 12 |
| ◆「小規模事業場産業保健活動支援促進助成金」のご案内                           | 16 |
| ◆編集後記                                                |    |

CONTENTS



表紙写真/物部村 別府峡の紅葉  
深流沿いに見事な紅葉が続き、水際まで迫る。  
遊歩道から見る景色は最高。

## 着任のご挨拶

高知労働局長

末竹 正男



7月10日付けで高知労働局長を拝命いたしました。

豊かな自然に恵まれ、数々の指導者を生み育てたこの地で勤務できることを大変よろこばしく思っております。また、高知県はよさこい祭りの本場であるほか、献杯などユニークな酒の飲み方もあると聞いており、これから、公私にわたり、いろいろな高知のよさに触れられることを楽しみにしております。

皆様方には、何かとお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、働く方々の健康を取り巻く状況を見ますと、一般定期健康診断における有所見率が年々増加している傾向にあるほか、じん肺、振動障害

などの職業性疾病も依然として跡を絶たない状況にあります。また、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」が本年2月に策定され、定期健康診断及びその結果に基づく事後措置の確実な実施をはじめ、今後、産業保健活動のより一層の充実が求められているところです。

このような状況の中、高知県におきましては、関係者のご尽力のもと昨年6月に産業保健推進センターが開所されたところであり、各地域産業保健センターとあいまって、産業保健の拠点としますますの活動が期待される所でございます。

高知労働局では、働く人々

の健康確保を労働基準行政の重点項目として位置づけているところであり、引き続き産業保健推進センターとの連携を図りつつ、職業性疾病の予防対策、健康確保対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

皆様方におかれましても、健康で安心して働くことのできる職場の形成を目指して、それぞれの事業場における産業保健活動の一層の充実を図っていただくようお願いいたします。

最後になりましたが、高知産業保健推進センターの今後のますますのご発展を祈念いたしまして、着任のご挨拶いたします。

# じん肺とは



高知産業保健推進センター産業医学相談員  
共済組合県診療所長 森岡 茂治

## じん肺とは

じん肺の歴史を見ますと、紀元前ヒポクラテスが呼吸困難を訴える金属鉱山の鉱夫の記載がありますし、古代ギリシャ人はこれをasthma（英語の喘息）と呼んでいた記載もあります。

日本においては佐渡の金山、山陰の岩見の銀山等の「よろけ」、「煙喰」、「けたえ」、鳥根の「すさみ」と称するじん肺としての記載があり

ます。

要するに、肺のびまん性の繊維化、硬化、荒廃に至り、呼吸困難、咳を伴う呼吸器の職業病です。

じん肺は粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいうと「じん肺法」第2条に定義され、エックス線写真の像及びじん肺管理区分は、次の表のごとく第4条に示されています。

| 型   | エックス線写真の像                                        | じん肺管理区分 | じん肺健康診断の結果                                                                                                                                          |                                                                               |
|-----|--------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第Ⅰ型 | 両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの。    | 管理1     | じん肺の所見がないと認められるもの。                                                                                                                                  |                                                                               |
|     |                                                  | 管理2     | エックス線写真の像が第Ⅰ型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの。                                                                                                          |                                                                               |
| 第Ⅱ型 | 両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの。    | 管理3     | イ                                                                                                                                                   | エックス線写真の像が第Ⅱ型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの。                                    |
|     |                                                  |         | ロ                                                                                                                                                   | エックス線写真の像が第Ⅲ型または第Ⅳ型（大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの。 |
| 第Ⅲ型 | 両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの。 | 管理4     | (1)エックス線写真の像が第Ⅳ型（大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1を超えるものに限る。）と認められるもの。<br>(2)エックス線写真の像が第Ⅰ型、第Ⅱ型、第Ⅲ型または第Ⅳ型（大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの。 |                                                                               |
| 第Ⅳ型 | 大陰影があると認められるもの。                                  |         |                                                                                                                                                     |                                                                               |

そして、合併症としては「じん肺法施行規則」第1条に①肺結核、②結核性胸膜炎、③続発性気管支炎、④続発性気管支拡張症、⑤続発性気胸、があげられており、これらの合併症とは別に、石綿肺以外のじん肺でも、肺がん合併が多いとする実情を考慮して、じん肺管理区分が管理4と決定された者で、現に療養中の者に発生した原発性の肺がんについては、業務上の疾病として扱うことが昭和53年11月1日、基発第608号で認められています。

検査項目として「既往歴の調査」、「胸部エックス線写真」、「肺機能検査」(①スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査、②動脈血ガスを分析する検査)、「結核精密検査」(①結核菌検査、②エックス線特殊撮影による検査、③赤血球沈降速度検査、④ツベルクリン反応検査)、その他必要に応じて都道府県労働局長の命ずる検査の範囲として「肺気量測定検査」、「換気力学検査」、「ガス交換機能検査」、「負荷による肺機能検査」、「心電計による検査」があります。

なお、胸部エックス線写真像の型決定については、厚生労働省監修による標準フィルムがあり、これを参考にして診断するようになっています。

私も呼吸器内科医として前半の20年間、臨床に携わってきましたが、この間、じん肺患者を多く診てきました。特に、後半の高知市民病院での患者は、四国山脈における水力発電のずい道工事に携わった人たちがほとんどでした。特に、石綿肺患者の喀痰から石綿小体を証明したこと、若い頃に出稼ぎで4カ月ずい道工事に携わっただけで、40代で胸部レントゲン写真上じ

ん肺と診断した患者、70歳半ばの女性で、永年住民検診において結核としての指導を受け、紹介されてきましたが、以前、「い草」の生産地域であったことを思い出し、既往歴で、珪藻土を塗った「い草」を天日で乾燥し、その泥落とし作業に若い頃より永年携わってきたことと、胸部エックス線写真上びまん性の非常に小さい点状影で、すりガラス様の陰影の所見を認め、「い草」じん肺と診断し、念のため、喀痰と胃液による培養で結核菌陰性の結果を証明し、本人は「これで孫と一緒に暮らせる」と喜んで帰ったことを今でも思い出します。



## 高知労働局からのお知らせ

# 自分でチェック！私の健康 みんなでチェック！働く環境 高知県産業安全衛生大会のご案内

10月3日(木)高知県民文化ホール（グリーン）において、(社)高知県労働災害防止団体協議会及び高知県労働基準協会連合会の共催により、「高知県産業安全衛生大会」が開催されます。

大会は、午後12時30分から高知県警察音楽隊によるアトラクションが行われ、午後1時10分から、産業安全及び労働衛生に貢献された方々や、安全衛生活動にご努力され優秀な成果を修められた事業場などに対する表彰式が行われます。

この表彰式におきまして、長年にわたり高知県における産業保健活動にご尽力くださいました高橋病院院長、高橋淳二先生（当センター産業医学相談員）が、厚生労働大臣より功績賞の受賞の栄誉に輝かれ、高知労働局長より賞状の授与等その伝達が行われます。

表彰式に続き、高知県海洋深層水研究所の山中弘雄所長から「海洋深層水の特性と産業利用」について、また、特別講演として、関西ブレーン株式会社の代表取締役、多田勝利氏から「労働災害における刑事責任」という演題によりご講演が行われることとなっております。

産業安全・労働衛生等に携わる皆様方がご参加下さいますようご案内申し上げます。

## 平成14年度 全国労働衛生週間実施要綱

### 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第53回を迎えることとなった。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、さらに、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の確保と快適な職場環境の形成に大きな役

割を果たしてきたところである。

昨年の我が国の職業性疾病による被災者は7,984人と、10年前の約3分の2にまで減少したが、依然として腰痛等の負傷に起因する疾病や、じん肺症等の職業性疾病は後を絶たず、有機溶剤中毒、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症等の災害も繰り返し発生している状況にある。

一方、最近における労働者の健康状況につい

では、産業構造の変化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境が変化する中で、一般健康診断の結果、脳・心疾患につながる所見を始めとして何らかの所見を有する労働者が4割を超えたとともに、現下の厳しい経済情勢の中で、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合が年々増加している。

このような状況に対応するため、過重労働による健康障害防止のための総合対策、職場におけるメンタルヘルス対策等労働者の健康を確保するための施策を推進しているところである。

さらに、職業性疾病予防対策の一層の推進とともに、事業場における産業保健活動の活性化、心とからだの健康づくり（THP）、快適な職場環境の形成等を推進するとともに、「計画－実施－評価－改善」という一連の過程を明確化した継続的な安全衛生管理が実施されるよう労働安全衛生マネジメントシステムを確立し、労働災害発生の潜在的危険性を低減させることとしているところである。

これらの対策を推進するに当たっては、事業者が率先して労働衛生管理活動に取り組むとともに、産業医、衛生管理者等の労働衛生管理ス

タッフが中核となって、作業環境管理、作業管理及び健康管理に積極的に取り組んでいくことが重要である。

さらに、職場における健康づくりを実効あるものとするためには、労働者自身が積極的に職場の健康管理活動に参加し、自主的に健康管理を行うことも重要である。

このような観点から、本年度は、

「自分でチェック！私の健康

みんなでチェック！働く環境」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 2 スローガン

「自分でチェック！私の健康

みんなでチェック！働く環境」

## 3 期間

準備期間 9月1日から9月30日まで

本 週 間 10月1日から10月7日まで



# 産業保健実態調査報告

## 1. 調査の目的

本調査は、高知産業保健推進センターの今後の事業のあり方を検討するための基礎資料とするため、産業医、事業場の産業保健担当者を対象として産業保健の各種支援サービスに対するニーズを明らかにすることを目的として調査を行ったもので、その結果の一部をご紹介します。

## 2. 調査書の回答及び回収率

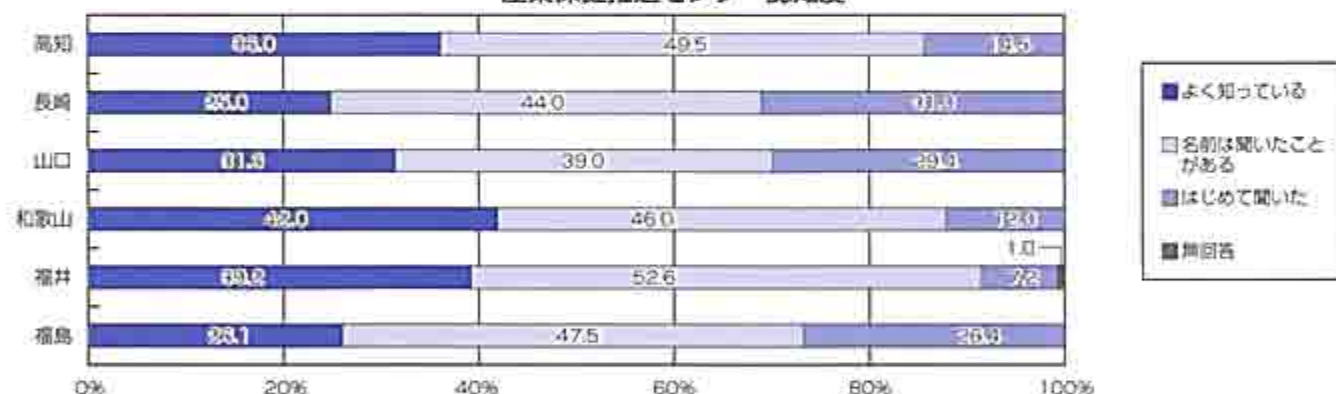
| 従業員人数 (人) | 1~49 | 50~99 | 100~199 | 200~299 | 300~499 | 500~999 | 1000人以上 | 無回答 |
|-----------|------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|
| 送付事業場数    | 0    | 366   | 197     | 35      | 24      | 9       | 3       | —   |
| 回答事業場数    | 31   | 147   | 94      | 22      | 21      | 9       | 3       | 4   |
| 回答割合 (%)  | —    | 48.6  | 47.7    | 62.9    | 87.5    | 100     | 100     | —   |

\*回収率 52.2% (634件中、回答件数331件)

## 3. 産業医の回答のまとめ

- (1) 先生は産業保健推進センターをご存じですか、との問いについて、  
名前は聞いたことがあるが50%、よく知っているが36%、はじめて知ったが15%でした。

産業保健推進センター認知度

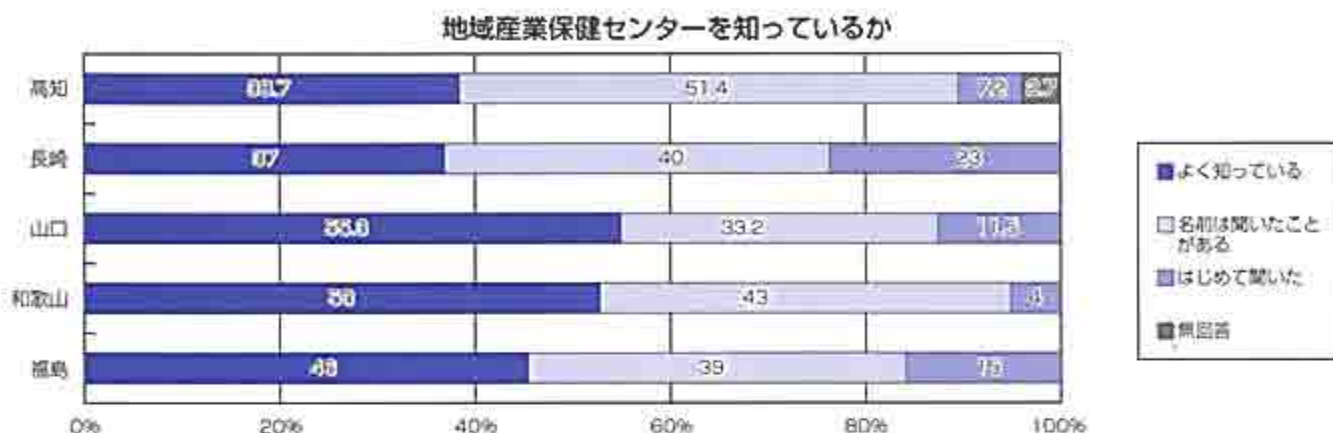


- (2) 先生は、産業保健推進センターが支援するサービスのうち、どのような内容について相談したいと思いますか、の問いについては、  
健康相談の事後措置、職場巡視の方法、メンタルヘルス、作業方法の改善方策、作業環境改善方法がそれぞれ10%前後、健康診断の内容・方法、労働衛生教育、健康づくりの方法、カウンセリングの実施方法、関係法令の解釈、有害業務の生体影響、快適職場づくりがそれぞれ5%前後でした。
- (3) 産業保健に関する事例をもとにしたケーススタディやケースカンファレンスによる研修課題について、どのような内容が良いと思われますか、の問いについて、  
勧告・助言指導が23%、健診データと健康管理、職場巡視、職場環境の改善、メンタルヘルスが18%~10%でした。



- (4) 産業医の先生の年齢は、  
40歳代が19%、50歳代が32%、60歳以上が44%でした。  
性別では、  
女性が4%、男性が95%、医師会への所属は、97%が所属しているようでした。

- (5) 先生は地域産業保健センターをご存じですか、の問いについて、  
よく知っているが40%、名前は聞いたことがあるが51%でした。

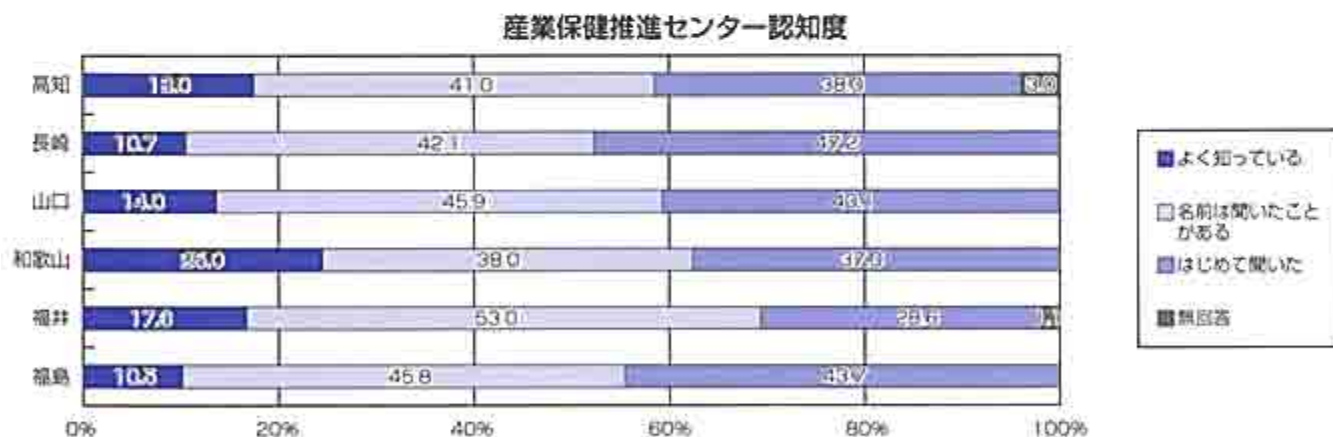


- (6) 先生の産業医としての経験年数としては、  
10～19年が46%、5～9年が24%、5年未満が20%でした。

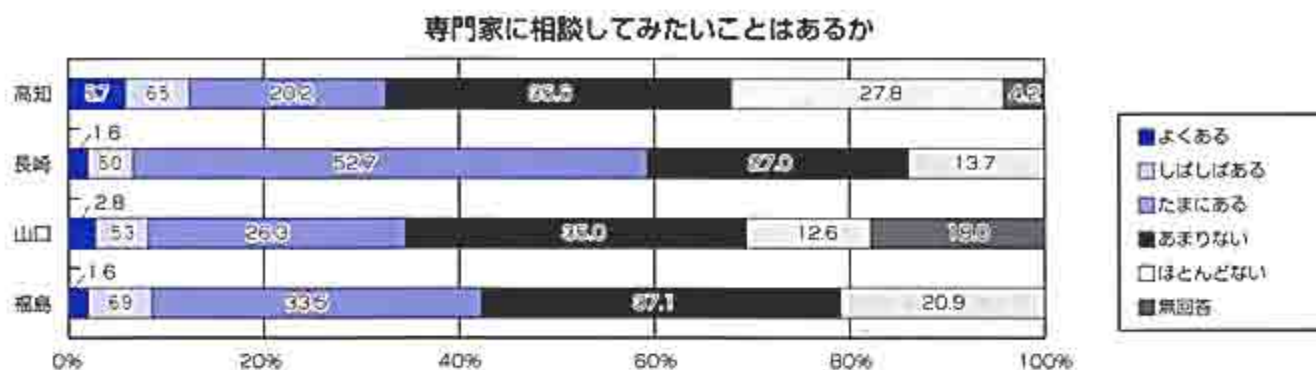
- (7) 現在の先生ご自身の産業保健活動についてどのようにお考えですか、という問いについて、  
十分活動しているが4%、十分活動していないが76%、どちらでもないが20%でした。

#### 4. 事業場の回答まとめ

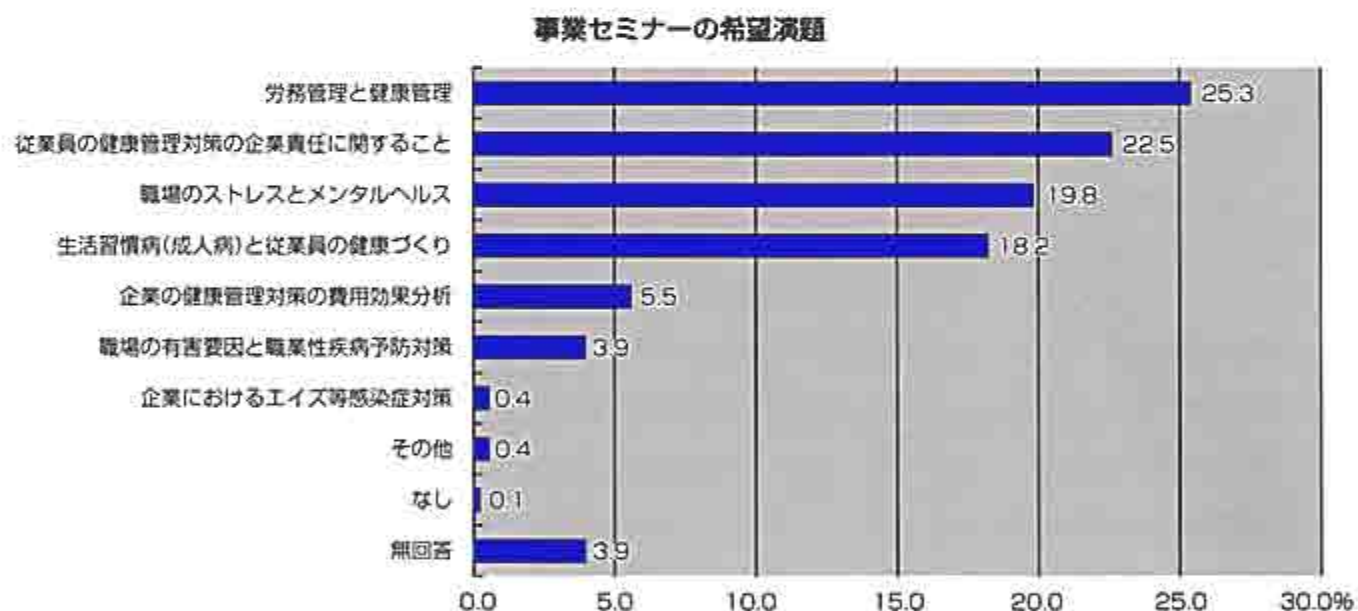
- (1) 産業保健推進センターをご存じですか、の問いについて、  
知っているが18%、名前を聞いたことがあるが41%、初めて知ったが38%でした。



- (2) 産業保健活動の専門的な内容についての窓口相談・実地相談について、「産業保健活動を実施するうえで、産業保健のさまざまな分野の専門家に相談したいと思うことがありますか。」という問いについて、  
「よくある」から「たまにある」までが33%、その他は「ほとんどない」か「あまりない」でした。



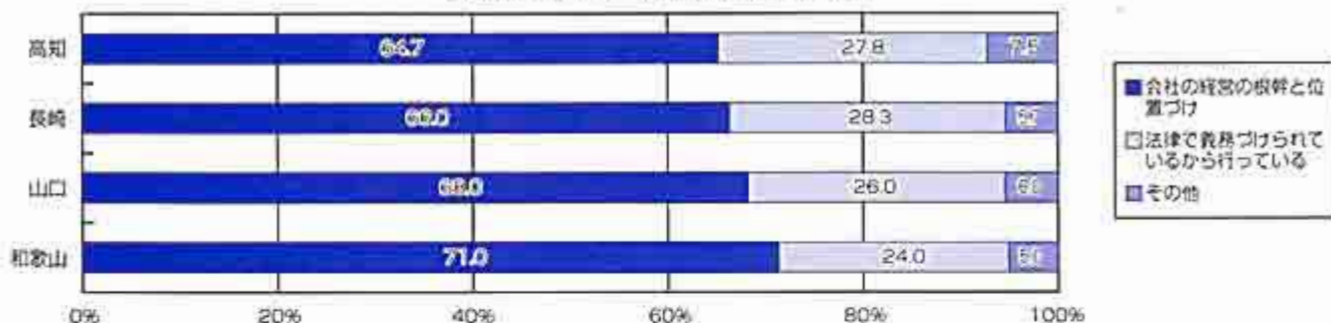
- (3) 産業保健推進センターでは、企業として従業員の健康管理対策に取り組むことの重要性を理解していただくため、事業主セミナーを開催しています。どのような演題に関心をお持ちですか、の問いについて、  
「労務管理と健康管理」「従業員の健康管理対策の企業責任に関すること」「職場のストレスとメンタルヘルス」「生活習慣病（成人病）と従業員の健康づくり」の4項目が高い割合を示しました。



- (4) 事業場における労働衛生担当スタッフの職種では、  
衛生管理者が40%、非専属産業医18%、専属産業医17%、看護師9%でした。

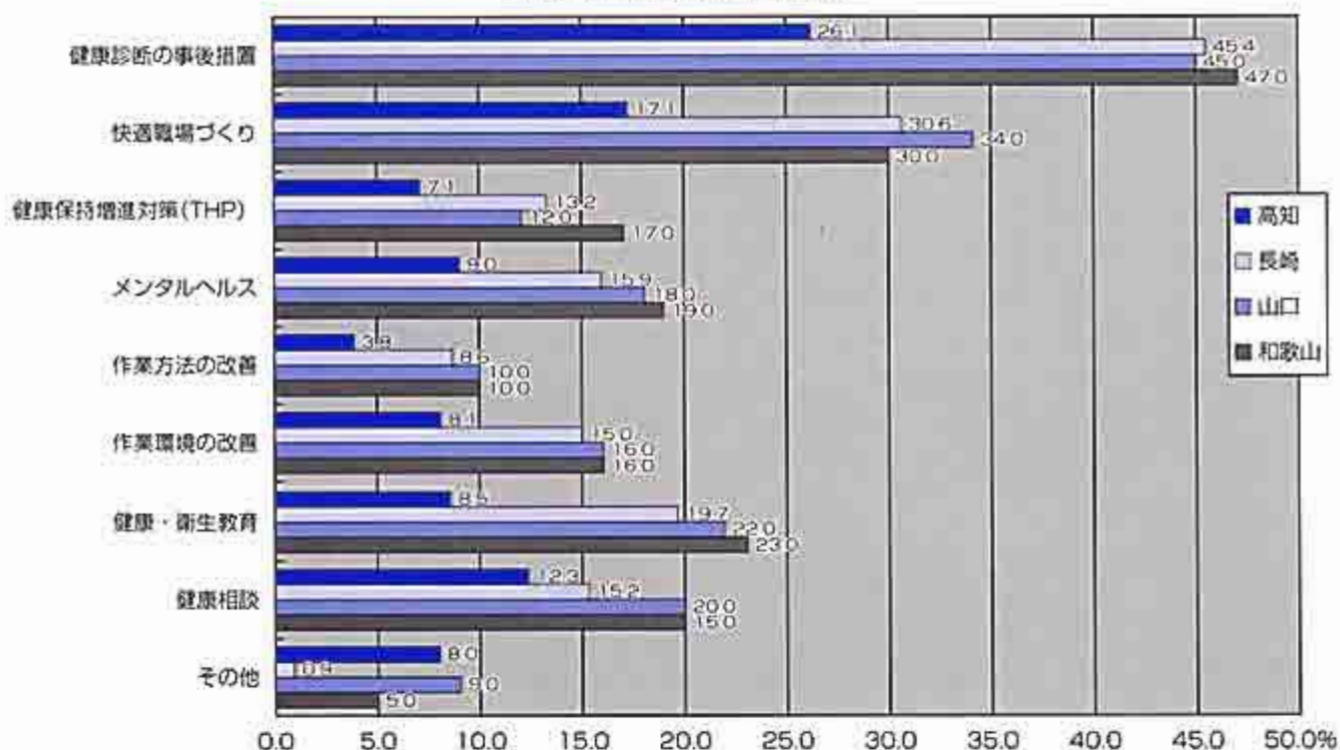
- (5) 貴事業場では従業員の健康管理に対してどれに最も近い考えをお持ちですか、の問いについて、従業員の健康管理は会社の経営の根幹と位置づけて行っているが65%、次いで、従業員の健康管理は法律で義務づけられているから行っているが28%でした。

従業員の健康管理に対する考え方



- (6) 貴事業場が今後重点的に実施したい業務内容は何ですか、の問いについて、健康診断の事後措置が26%、快適職場づくりが17%、健康相談、メンタルヘルス、健康・衛生教育、作業環境の改善、健康保持増進対策が12%~7%でした。

重点的に実施したい業務内容



- (7) 貴事業場が産業保健活動を実施するうえで、どのような問題があるとお考えですか、の問いについて、

従業員の産業保健に対する関心が低いと22%、担当する部署の専門資格を持たない事務職員の研修が不十分と16%、経営上、十分な産業保健活動を行う余裕がないと13%でした。

# 産業保健セミナーのご案内

労働福祉事業団  
高知産業保健推進センター

当センターでは、事業場の産業保健・労働衛生業務に携わる皆様を対象として標記セミナーを開催しています。

このセミナーは、当センター専門スタッフ（産業保健相談員）が講師となり、産業保健に関するすべての方に対し専門的かつ実践的能力の向上を図ることを目的に実施しています。また、セミナーの内容は「少人数でスライドやOHP等を使用し、受講者が講師と一緒に進められるよう計画されています。

皆様の受講をお待ちしています。

## ◎概要

- 1. 対象者** 県内の産業医、産業看護職、事業場の衛生管理者・労務担当者等で産業保健及び労働衛生に関心のあるすべての方。  
\*日医認定研修ではありません。
- 2. 開催場所** 高知産業保健推進センター 研修室
- 3. 開催時間** 午後2時～4時
- 4. 定員** 先着36名（希望者多数のときは再度開催を計画し、改めてご案内します。）また、受講希望者が少数の場合は休講とすることもあります。その際は、受講希望者にご連絡いたします。
- 5. 受講料** 「全セミナー無料です」
- 6. 駐車場** 当センターは駐車場がありませんので、公共機関の乗物をご利用ください。
- 7. その他** セミナーの予定は別紙（次頁）のとおりですが、現在計画中のものもあります。決定次第、当センターのホームページで、常時ご案内することにしておりますのでご照会ください。
- 8. 申し込み方法** 下記の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまで郵送またはFAXでお送りください。申し込み先は「受講申込書」下欄に記してあります。（複数受講可）

キ・リ・ト・リ・セン

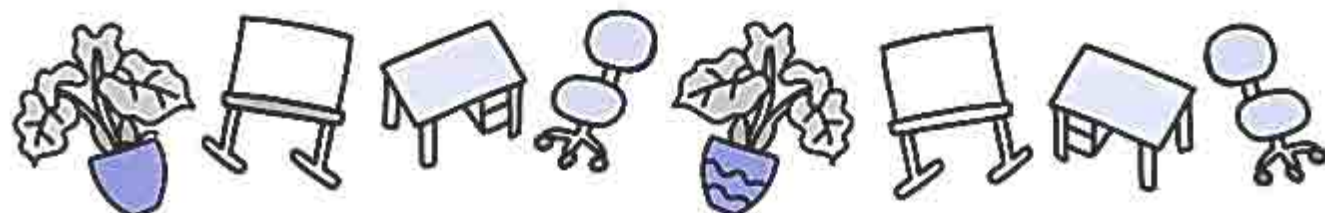
## 産業保健セミナー受講申込書

| 研修希望日          | ① 月 日<br>受講希望                                 | ② 月 日<br>受講希望 | ③ 月 日<br>受講希望 | ④ 月 日<br>受講希望 | ⑤ 月 日<br>受講希望 |
|----------------|-----------------------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 事業場名<br>団体の名称等 |                                               |               |               | 受講者<br>氏名     |               |
| 所在地            | 〒 -                                           |               |               |               |               |
| 所属部課等          | 部<br><br>課                                    | 連絡先           | 電話            | ( )           |               |
|                |                                               |               | FAX           | ( )           |               |
|                |                                               |               | Eメール          |               |               |
| 職種等            | 産業医等、保健師・看護師、事業主、労務担当者、衛生管理者、産業保健関係機関、労働者、その他 |               |               |               |               |

◎申込先 〒780-0870 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階 高知産業保健推進センター  
TEL 088(826)6155 FAX 088(826)6151 (申込書が足りない時は、コピーしてお使いください)

## 産業保健セミナー予定表 (平成14年10月~平成15年3月)

| 月   | 日      | テーマ                 | 講師                                |
|-----|--------|---------------------|-----------------------------------|
| 10月 | 11日(金) | 注意すべき腰痛             | 産業医学担当<br>永井病院院長 熊野 修             |
|     | 24日(木) | 簡易作業環境測定器の<br>取り扱い方 | 労働衛生工学担当<br>㈱東洋技研 川村 清雄           |
| 11月 | 15日(金) | メンタルヘルスの関わり方        | メンタルヘルス担当<br>いとうクリニック院長 伊藤 高      |
|     | 18日(月) | 職場衛生パトロールの<br>ポイント  | 労働衛生関係法令担当<br>高知労働基準協会事務局長 山本 秋廣  |
| 12月 | 12日(木) | 健康診断の事後措置           | 産業医学担当<br>共済組合県診療所長 森岡 茂治         |
|     | 19日(木) | 人間工学的対策             | 産業医学担当<br>高知医科大学教授 甲田 茂樹          |
| 1月  | 15日(水) | 職場のストレスと<br>カウンセリング | カウンセリング担当<br>森社会保険事務所所長 森 由枝      |
|     | 21日(火) | 事務所の作業環境測定          | 労働衛生工学担当<br>東洋電化工業(株)分析センター 中西 淳一 |
| 2月  | 13日(木) | 職場巡視について            | 産業医学担当<br>高知医科大学教授 甲田 茂樹          |
|     | 17日(月) | 管理監督者のための<br>労働衛生管理 | 労働衛生関係法令担当<br>高知労働基準協会事務局長 山本 秋廣  |
| 3月  | 11日(火) | 作業環境測定講座            | 労働衛生工学担当<br>㈱東洋技研 川村 清雄           |
|     | 14日(金) | 職場のアルコール対策          | メンタルヘルス担当<br>いとうクリニック院長 伊藤 高      |



# 産業医学専門講習会開催のご案内

財団法人産業医学振興財団では、日本医師会の認定産業医制度の資格を取得された医師等を対象といたしまして、5年間で認定産業医の資格更新に必要な生涯研修20単位が取得可能な講習会を下記により開催いたしますので、ご案内いたします。

## — 記 —

- 1 日 時 平成14年12月21日(土)～23日(月)「3日間」
- 2 会 場 大阪市立大学医学部 大学大講義室、実習室・会議室  
〒545-8585 大阪市阿倍野区旭町1-4-3
- 3 主 催 大阪市立大学医学部医師会、財団法人産業医学振興財団
- 4 受講料 3日間 30,000円(テキスト、資料代を含む。)
- 5 対 象 日本医師会認定産業医(定員に満たないときは、他の医師も受講可)
- 6 定 員 270名
- 7 申込先 財団法人産業医学振興財団 業務部 企画課  
〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-1 東邦ビル3階  
TEL 03-3584-5421 FAX 03-3584-5424
- 8 申込方法 財団指定の申込書により平成14年10月31日(休)までに、FAX又はインターネット(<http://www.zsisz.or.jp>)でお申し込みください。財団から受講票と受講料振込書を平成14年11月8日(金)までに送付いたします。なお、受講登録は、受講票と受講料振込書の発送をもって行いますが、定員を超過した場合は、更新期限の迫っている医師を優先させていただきます。また、一部分のみの受講はできません。
- 9 受講料の振込 受講料は受講料振込書により平成14年11月29日(金)までに振込み下さい。なお、期限までに振込がない場合は、受講登録を取消させていただきます。
- 10 受講料の返還 受講料を前9項の振込期限までに振込んであった場合で、同日までに受講を取消すときは、受講料は振込手数料を除いて返還いたします。
- 11 昼 食 受講者自身で用意していただくか、お近くの飲食店(休日も営業)ですませて下さい。
- 12 駐 車 場 駐車場の用意は出来ませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 13 カリキュラム 12月21日(土)

| 時間             | 内 容                    |         | 単 位   |
|----------------|------------------------|---------|-------|
| 8:30～9:00      | 受付                     |         |       |
| 9:00～9:10      | オリエンテーション              |         |       |
| 講義 9:10～10:10  | 労働衛生行政の最近の動き           | 講師 豊村昭則 | 更新1   |
| 講義 10:10～11:10 | 産業医の職務の進め方 -総括管理と職場巡視- | 講師 茂原 治 | 専門1   |
| 講義 11:10～12:10 | 作業環境管理の進め方             | 講師 河合俊夫 | 専門1   |
| 講義 13:00～14:30 | 特殊健康診断の進め方             | 講師 眞藤吟史 | 専門1.5 |
| 講義 14:40～16:10 | 職場におけるメンタルヘルスケアの進め方    | 講師 切池信夫 | 更新1.5 |
| 講義 16:20～17:20 | 電離放射線取扱業務の実際           | 講師 青山 嵩 | 専門1   |
| 12月22日(日)      |                        |         |       |
| 講義 9:00～10:30  | 化学物質取扱いの労働衛生管理の進め方     | 講師 河野公一 | 専門1.5 |
| 講義 10:40～12:10 | 腰痛対策の進め方               | 講師 徳永力雄 | 専門1.5 |
| 講義 13:00～14:00 | VDT作業の労働衛生管理の進め方       | 講師 宮下和久 | 専門1   |

キリトリ線

## 産業医学専門講習会申込書

|          |     |   |   |          |            |   |         |   |
|----------|-----|---|---|----------|------------|---|---------|---|
| 受講者氏名    |     |   |   | 会場       | 1 大阪       |   | 2 東京    |   |
|          |     |   |   | 性別       | 男          | 女 | 年齢      | 歳 |
| 連絡先住所    | TEL | - |   | FAX      | -          |   |         |   |
|          | 〒 - |   |   |          |            |   |         |   |
| 都道府県医師会名 |     |   |   | 産業医認定番号  |            |   |         |   |
| 資格更新期限   | 平成  | 年 | 月 | 昼食予約(東京) | 1 3日とも予約する |   | 2 予約しない |   |

# 小規模事業場産業保健活動

## 支援促進助成金のお知らせ

労働者数が50人未満の事業場においては産業医の選任義務がないこともあって、労働者の健康管理に立ち遅れが指摘されていました。

このため、平成8年10月に労働安全衛生法が改正され、労働者の健康確保に前向きに取り組むために、50人未満の事業場においても産業医の選任に努めることとされました。

この改正を受けて、労働省は平成9年9月より労働者数が50人未満の複数の事業場が共同で産業医を選任した場合、選任に要する経費を助成する事業を行っています。

この事業は当推進センターが申請等の窓口となっています。

### ①申請前の準備

#### 【支給対象事業者の要件】

- (1)常時使用する労働者が50人未満の事業場
- (2)2以上の小規模事業場で集団を構成していること
- (3)集団の中から代表事業者が定められていること
- (4)集団が共同で産業医を選任していること

#### 【共同選任産業医の要件】

- (1)産業医の要件を備えた医師（日本医師会の認定産業医等）
- (2)医師1人が担当する事業場数は、原則として6事業場以内であること。

### ②助成金の支給額

助成金は、小規模事業場の規模に応じて1事業場当たり次の年額が支給されます。



|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 常時使用する労働者数が30人以上50人未満の事業場 | 83,400円 |
| 常時使用する労働者数が10人以上30人未満の事業場 | 67,400円 |
| 常時使用する労働者数が10人未満の事業場      | 55,400円 |

### ③支給期間

助成金は、3カ年度を限度として支給されます。

### ④助成金の支給申請

集団の代表事業者が申請書類を取りまとめ、高知産業保健推進センターへ支給申請を行います。

### 【申請期間】

支給申請の期間は、毎年4月1日から5月末日までです。

### ⑤助成金の支給

労働福祉事業団が申請に基づき審査を行い、集団を構成する事業者ごとに助成金を支給します。

※詳細については、高知産業保健推進センターにお問い合わせください。

TEL 088-826-6155

FAX 088-826-6151

## 編集後記

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当センターの事業に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日、当センター発行の「よさこい」第4号をお届けいたします。

これらの情報誌は、産業保健に携わる皆様方に当センターから贈呈させていただくこととしているものでございます。

本号には、過日実施いたしました「今後の産業保健推進センターのあり方」にかかるアンケート調査結果の一部を掲載しておりますが、ご多用中にもかかわらずアンケート調査にご協力下さいました産業医の先生方や事業主の皆様方に対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

私どもといたしましては、皆様方のご意見を賜りながら産業保健活動の活性化を図るために、出来るだけ身近で有益な情報を提供いたしたいと考えております。

今後とも、よろしくお願いを申し上げ、お届けのご挨拶とさせていただきます。

副所長 和田貴治

# ご案内図



## ●ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM9:00~PM5:00

(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)



労働福祉事業団

## 高知産業保健推進センター

〒780-0870

高知県高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階

TEL 088-826-6155 FAX 088-826-6151

ホームページ <http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo39/>

Eメール [sanpo39@msf.biglobe.ne.jp](mailto:sanpo39@msf.biglobe.ne.jp)